

国際競技会派遣スタッフ・選手選考規程

一般社団法人日本デフバレーボール協会

(目的)

第1条 本規程は、にデフバレーボールに関する国際競技会に選手およびスタッフを派遣する上での、代表選手・スタッフの選考に関する事項を明確にすることを目的とする。

(選考委員会)

第2条 選考委員会は、強化委員会より推薦され、理事会が承認した選考委員により組織される。

② 選考委員長は、選考委員の中から理事会により指名される。

③ 国際競技会派遣選手・スタッフは、選考委員会の選考結果に基づき、理事会が承認・決定する。

(適用競技会)

第3条 選手を派遣する国際競技会は、以下のとおりとする。

(1) デフリンピック

(2) 世界選手権

(3) アジア太平洋ろう者選手権

② 前項に定める以外の国際競技会については、理事会において派遣要否を都度決定する。

(選手選考競技会)

第4条 日本デフバレーボール協会主催の日本選手権大会を国際競技会選手派遣選考大会とする。

② 前項の競技会に加え、別途選考対象の競技会、選考会を追加する場合がある。

③ 選手・スタッフ選考にあたっては、過去の大会での実績や将来性、合宿等の日本デフバレーボール協会の活動への参加実績等も参考とする。

第5条 ユースおよびジュニアの選考は、各種大会・合宿等の日本デフバレーボール協会の活動への参加実績を重視する。

そのため、特別強化および強化の指定を受けた者を優先的に選考する場合がある。

(国籍)

第6条 IOC 憲章の国籍条項に準ずる。

(除外規定)

第7条 国際競技会派遣選手・スタッフとして選考された者、もしくはその候補となる者が以下に該当する場合、本規程の選考基準の到達如何にかかわらず、その対象から除外される場合がある。

(1) 国際派遣の目的を理解せず、日本デフバレーボール協会の方針に従わない者

(2) 日本デフバレーボール協会並びに会員にとって不利益となる商業行為、及び、参加者個人の利益を目的とした商業行為

(3) 帯同する監督・コーチ等の役員や競技会役員の指示に従えない者

(4) その他、社会通念上の公序良俗に反する行為を行った者

(申立)

第8条 選考結果に対する質問・抗議等の申立は、文書により日本デフバレーボール協会事務局を通じ、理事会に対して行う。

② 事務局ならびに理事会は、質問・抗議等の申立を受けた場合には、速やかに対応するとともに、相手に理解されるよう明快な説明に努める等、適切に処理するものとする。

(改廃)

第9条 本規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

(附則)

附則1 本規程は、平成26年4月1日から施行する。